

○飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業補助金交付要綱

令和5年5月9日

飯塚市告示第152号

改正 R6-198

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内で先端情報技術を活用した実証実験を行う者に対し、予算の範囲内で飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 先端情報技術 ブロックチェーン技術又はAI、IoT若しくはビッグデータ解析技術など最新の科学技術や情報通信技術をいう。
- (2) 実証実験 新たな技術、サービス、製品等の提供を場所、期間等を限定して行い、その実用化に向けた有効性、問題点等の検証を行うことをいう。

(R6-198一改)

(対象者)

第3条 補助金の対象者は、飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業の支援決定を受けた事業者とする。ただし、同一の事業に対し、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける事業者は対象としない。

(補助の対象期間)

第4条 補助の対象とする期間は、交付決定を行った年度に属する3月末日までとする。

(R6-198一改)

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する実証実験とする。

- (1) 先端情報技術等の活用により、社会及び地域の課題解決を図り、又はより豊かで便利な市民生活の実現に資するものであること。
- (2) 新たな産業の創出及び本市の魅力の向上につながるものであること。
- (3) 市が効果的な支援を行うことが可能なものであること。
- (4) 実証実験終了後、市に有用な実証結果の報告が見込めるものであること。

(補助の対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、100万円を限度として予算の範囲内で市長が定める。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の申請をしようとする者は、飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助の対象経費に係る収支予算書
- (2) 補助の対象経費の積算根拠となる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、相当であると認めるときは、飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事由が生じたときは、補助事業変更承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 補助申請額の20パーセントを超えて増額し、又は減額しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の遅延等)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、交付決定に係る会計年度の末日又は当該補助対象事業完了（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から1月を経過した日のいずれか早い日までに飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助の対象経費に係る収支決算書
- (2) 補助の対象経費に係る領収書その他の支払い及び内訳を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(R6-198一改)

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年7月9日 告示第198号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業補助金交付要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。

別表(第6条関係)

(R6-198一改)

経費区分	内 容
謝金	外部の専門家やモニター協力者等への謝金 上記以外は、飯塚市内大学の学生アルバイトに限る
旅費	飯塚市への移動に要する経費(国内の公共交通機関の利用に限る)
消耗品費	物品の製作及び購入に要する経費
備品購入費	レンタルが困難な物品(機械器具・工具器具等)の購入
通信運搬費	郵便代、通信費、輸送料など
賃借料	機械器具・工具器具等のレンタル、施設や土地を借りる経費
広報費	実証実験に係る広報PRに要する費用
外注費	装置のメンテナンス又はデータの分析に必要な経費
カスタマイズ費	実証実験に合わせてシステム又は装置の改修又は機能追加を行う場合に要する経費。ただし、当該カスタマイズ費の占める割合は、当該補助金申請額の総額の30パーセントを上限とする。